

第108回日商簿記2級 第1問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現	金	当	座	預	金	別	段	預	金	受	取	手	形					
売	掛	金	売	買	目的	有	価	証	券	未	収	入	金					
建		物	備		品	支	払	手	形	買	掛		金					
未	払	金	建	物	減	価	償	却	累	計	額	資	本	金				
株	式	払	込	剰	余	金	利	益	準	備	金	別	途	積	立	金		
有	価	証	券	売	却	益	仕		入	支	払	運	賃	減	価	償	却	費
火	災	損	失															

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
3. 上杉商店は、火災により倉庫（取得原価 ¥ 5,000,000、焼失時の減価償却累計額 ¥ 2,000,000、記帳方法は間接法）および、保管中の商品（仕入原価 ¥ 1,000,000）を焼失したが、これらの資産には保険金 ¥ 3,000,000の火災保険契約を締結していたので、直ちに保険会社へ保険金の請求をした。なお、当社は三分法により商品の売買を記帳している。
4. 島津株式会社は、新株 400 株（1 株の払込金額 ¥ 25,000）を発行し、払込期日までに申込証拠金の全額が払い込まれ、別段預金に預け入れていたが、本日（払込期日）、申込証拠金を資本金勘定へ振り替えるとともに、別段預金を当座預金に預け替えた。なお、資本金には会社法規定の最低額を組み入れる。
5. 龍造寺株式会社は、株主総会において、別途積立金 ¥ 2,000,000 を減少させて、繰越利益剰余金の借方残高 ¥ 2,100,000 をてん補し、残額を次期へ繰り越すことを決定した。

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
2	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
3	建物減価償却累計額	2,000,000	建物	5,000,000
	未決算	3,000,000	仕入	1,000,000
	火災損失	1,000,000		
4	株式申込証拠金	10,000,000	資本金	5,000,000
			株式払込剰余金	5,000,000
	当座預金	10,000,000	別段預金	10,000,000
5	別途積立金	2,000,000	繰越利益剰余金	2,000,000

・解説

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
3. 固定資産の滅失に関する問題です。

火災の発生によって建物と商品が焼失した場合、焼失時の建物の帳簿価額（取得原価 5,000,000 円－減価償却累計額 2,000,000 円＝3,000,000 円）と商品の仕入原価（1,000,000 円）を未決算勘定に振り替えます。

★解答①

(借) 建物減価償却累計額 2,000,000 / (貸) 建物 5,000,000
 (借) 未決算 4,000,000 (貸) 仕入 1,000,000

ここで、未決算の金額と保険契約締結時の保険金額との差額を考えてみてください。上の仕訳で計上した未決算が 4,000,000 円なのに対して、契約どおり保険金が満額支払われたとしても手元に戻ってくるお金は 3,000,000 円です。

つまり、**固定資産と商品が焼失した時点で 1,000,000 円の損失が確定する**ので、保守主義の観点（費用の認識はなるべく早く、収益の認識はなるべく遅くという考え方）から、保険金の金額確定を待たずに火災損失 1,000,000 円を計上します。

★解答②

(借) 火災損失 1,000,000 / (貸) 未決算 1,000,000

上記の①②をまとめると解答仕訳になります。

固定資産の滅失に関する問題は、第100回の間3や第109回の間5、第114回の間4、第119回の間5、第122回の間4、第126回の間1、第131回の間1、第138回の間1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

なお、本問は固定資産だけでなく商品も滅失していますし、しかも滅失時に火災損失を計上する難しい問題なので、後回しにしても構いません。

4. 株式申込証拠金に関する問題です。

株式引受人から受け取った払込金は、株式申込証拠金として別段預金に預け入れます。あえて別段預金を使うのは、一時的に預かっている状態の「払込金」と、自由に使える「各種預金」とを区別するためです。

☆参考・申込証拠金の受取時の仕訳

(借) 別段預金 10,000,000 / (貸) 株式申込証拠金 10,000,000

上記の仕訳を踏まえたうえで、本問で問われている払込期日の仕訳を考えましょう。

まず、問題文の「**申込証拠金を資本金勘定へ振り替える**」「**資本金には会社法規定の最低額を組み入れる**」という指示に従って、株式申込証拠金を資本金と株式払込剰余金（資本準備金）に**2分の1ずつ**振り替えます。

- ・会社法規定の原則額を資本金に組み入れる場合：全額を資本金に振り替える（会社法第 445 条 1 項）
- ・会社法規定の**最低額**を資本金に組み入れる場合：**資本金と資本準備金に 2分の1ずつ振り替える**（会社法第 445 条 2 項）

★解答①・株式申込証拠金を資本金・株式払込剰余金に振り替える仕訳

(借) 株式申込証拠金 10,000,000 / (貸) 資 本 金 5,000,000
(貸) 株式払込剰余金 5,000,000

次に、問題文の「**別段預金を当座預金に預け替えた**」という指示に従って、別段預金を当座預金に振り替えます。

★解答②・別段預金を当座預金に振り替える仕訳

(借) 当 座 預 金 10,000,000 / (貸) 別 段 預 金 10,000,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

株式申込証拠金に関する問題は、第 101 回の問 4や第 112 回の問 1、第 128 回の問 2、第 136 回の問 5、第 149 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 繰越利益剰余金とは、以前は未処分利益と呼ばれていたものです。

繰越利益剰余金は補填が強制されているものではないので、借方残（＝マイナス）のまま次期へ繰り越すことも可能です。本問も 100,000 円の借方残が次期に繰り越されていきます。なお、繰越利益剰余金勘定が借方残の場合であっても勘定科目は変わりませんのでご注意ください。

繰越利益剰余金の補填に関する問題は、第 131 回の問 5でも出題されているので、あわせてご確認ください。ほとんど同じ形で出題されています。